

平成28年第12回

三股町農業委員会総会議事録

三股町農業委員会

平成28年第12回三股町農業委員会総会議事日程

平成28年12月22日（木）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第27号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 報告第28号非農地判定について
- 日程第6 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第7 議案第46号農地法第4条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第47号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第9 議案第48号平成28年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第10 議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

平成28年第12回三股町農業委員会総会審議結果

議案第45号

農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

議案第46号

農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 2 ）

議案第47号

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 8 ）

議案第48号

平成28年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 5 ）

議案第49号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 159 ）

平成28年第12回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 12月22日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 12月22日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員 新坂哲雄	8 番委員 中村美和子
2 番委員 福永スミ子	9 番委員 出水 茂
4 番委員 和田善秋	10 番委員 上西幸一
5 番委員 藏元順市	11 番委員 前田 万
6 番委員 小牧 力	12 番委員 小倉休幸
7 番委員 西村 登	13 番委員 堀内和義
	14 番委員 溝口良信

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 係 長

事務局 副主幹

(一 同 礼)
開 会 9 時 00 分

議長（溝口良信）

ただ今から平成 28 年第 11 回三股町農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

まず、日程第 1、会議録署名委員に 4 番委員和田さんと、2 番委員蔵元さんを指名いたします。

つづきまして日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は 1 日間に決定しました。

日程に従いまして、議事にはいります。

日程第 3、報告第 26 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 26 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 3 件 4 筆 4,303 m²、田が 4 筆 4,303 m²でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書でございます。

賃貸借権の合意解約について報告するものでございます。

平成 28 年 11 月 22 日から平成 28 年 12 月 2 日までに届出されたものです。

農業経営基盤強化促進法による利用権の解約が 3 件でございます。解約の内容につきましては議案書をご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問はございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

ご質問等がなければ次の議案に進みます。

日程第 4、報告第 27 号、使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 27 号、使用貸借契約の合意解約についてであります。

合計 1 件 2 筆 1,919 m²で、畑が 2 筆 1,919 m²でございます。詳細について担当がご説明いたします。

事務局

報告第 27 号使用貸借契約の合意解約についてであります。平成 28 年 12 月 7 日受付分 1 件でございます。詳細については、総会資料 5 ページをご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

ご質問がなければ次の議案に進みます。日程第 5、報告第 28 号非農地判定についてであります。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 28 号、非農地判定についてであります。合計 11 件 14 筆 32,677 m²で、田が 2 筆 3,514 m²、畑が 12 筆 29,163 m²でございます。

議長（溝口良信）

農地研究部会長の報告をお願いします。

農地研究部会長（出水茂）

非農地判定のご報告をいたします。今月の 9 日（金曜日）農地研究部会を開催しました。部会員 6 名と事務職員で現場確認と非農地判定に関する協議を行いました。詳細につきましては、議案書と航空写真の位置図をご覧ください。議案書 7 ページから 9 ページ 7 番から 17 番までになります。全て長田地区の中山間地域でありました。1 件 1 件現地調査をおこなった結果、いずれの場所についても原野化が著しく、通常の草刈程度の作業では、農地に復元することが難しい状況であります。仮に復元しても農地に日が当たらない、山が迫ってきている猪が出るということで、継続した農作業が困難であると考えます。以上の理由から将来性の無い農地と判断しました。7 番から 17 番につきましては、農地研究部会としましては、非農地と判断したところであります。以上です。

議長（溝口良信）

担当者の説明をお願いします。

事務局

今、出水部会長からご報告いただいた非農地判定についてですが、今後地権者に非農地通知を出し、関係機関（法務局・税務課等）に同様の通知を出す予定であります。以上です。

議長（溝口良信）

担当者の説明がありました。何かご意見ご質問はございませんか。
（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

報告どおりの内容で非農地判定の件については終了したいと思います。
宜しく申し上げます。それでは日程第6議案第45号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてであります。
合計2件4筆4,329㎡で、田が1筆965㎡、畑が3筆3,364㎡でございます。
詳細について担当がご説明いたします。

事務局

受付番号108番、H28 12月9日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地
大字蓼池字西原○○○○番○・上原○○○○番○・中原○○○○番○の計3筆で面積はそれぞれ、973・1481・910㎡です。現況は畑です。
108番は生前贈与の所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13番委員（堀内和義）

受付番号108番については、北部委員3名で12月19日に現地確認と本人聞き取りを行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。受人は都城市高城町在住で、渡人とは親子関係の生前贈与になります。水稻・露地野菜を作付けしておりまして、農作業従事者は2名であります。トラクター・コンバイン・ハーベスター等の農機具も所有されており、状況から見ても効率的に耕作できるものと判断しております。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題がないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問・ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号 108 番につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 108 番は許可することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 109 番、H28 12 月 9 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字橋ノ口○○番○の計 1 筆で面積は 965 m²です。現況は田です。109 番は渡人の農業廃止の所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 109 番については、北部委員 3 名で 12 月 19 日に現地調査と本人聞き取りを行いました。場所の詳細につきましては、航空写真をご覧ください。受人は蓼池に住んでおられ、渡人とは兄弟関係にあります。水稻 1.2 h a 程度作付けされ、農作業従事者は 2 名であります。トラクター・バインダー・脱穀機等の農機具も所有されておられ、状況からみても効率的に耕作することが見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 109 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 109 番は許可することに決定しました。

続きまして日程第 7 議案第 46 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 46 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の許可についてであります。

合計 2 件 2 筆 915 m²で、畑が 2 筆 915 m²でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 4、H28/12/9 受付、申請人 ○○○○、申請地：長田字長原 4844-12、畑、629 m² です。農地区分は第 1 種農地、転用目的は、農機具用の車庫及び農作業場、資材置場です。すでに転用済みの追認申請ですので、資金計画はありません。こちらの農地は、農地法施行令第 11 条第 1 号により 10h a 以上の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されます。第 1 種農地は原則として転用不許可ですが、不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条 4 号に掲げる集落接続に該当することから、農業用施設に供する用地として許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6 番委員（小牧力）

去る 12 月 19 日溝口会長と 2 名で現地確認等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。いろいろ状況等確認しましたが、特に問題ありませんでした。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

受付番号 4 番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 4 番については承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 5、H28/12/9 受付、申請人 ○○○○、申請地：樺山字榎堀○○○○、畑、286 m² です。農地区分は第 3 種農地、転用目的は、貸家住まい解消の一般住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田万）

受付番号 5 番についてですが、こちらは中央委員 3 名で 12 月 19 日に現地確認等を行いました。申請地の詳細は航空写真をご覧ください。以前に五本松団地の取壊し計画がありまして、それに際して自己所有地に居住用住宅を建築するものであります。転用にあたっては、周辺に配慮しブロック等で処理を施します。生活排水に関しては公共下水道を利用し、雨水については既設の町道側溝にて排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご意見ご質問はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 5 番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 5 番は承認することに決定しました。続きまして日程第 8 議案 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。合計 8 件 8 筆 4,151 m²、田が 2 筆の 729 m²畑が 6 筆 3,422 m²であります。詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 108、H28/12/9 受付、受人：○○○○、渡人：○○○○、申請地：宮村字

岡下〇〇〇〇、地目：田、562 m²です。農地区分は第1種農地、売買による所有権移転です。転用目的は貸家住まい解消の一般住宅1棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、農地法施行令第11条第1号により10ha以上の農地の連担があることから第1種農地に区分されます。第1種農地は原則として転用不許可ですが、不許可の例外規定である農地法施行規則第33条4号に掲げる集落接続に該当することから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

8番委員（中村美和子）

受付番号108番につきましては、12月18日の日に南部班3名で現地確認を行いました。私は所要により参加できなくて、後日ひとりで確認しました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。この付近は田畑と一般住宅があり、農地への生活排水流入を防ぐため合併浄化槽を設置、雨水については雨水枡にて近接側溝へ排水します。周囲の農産物に被害が及ばないように留意し、工事に取り組む予定です。詳しいことは山林からお聞きしましたが、排水が少し疑問がありますが、売主と買主との間で話がついている様子です。問題はないと判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

無いようですので、受付番号108番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号108は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号109、H28/12/9受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇、畑、301 m²です。農地区分は第3種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅1棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。（元番 〇〇〇〇 平成28年1月使用貸借解約済）

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（和田善秋）

受付番号 109 号 12 月 18 日の日曜、南部班 3 名で現地確認等を行いました。場所の詳細は、航空写真をご覧ください。角は以前 5 条申請で一般住宅に転用された土地であります。周囲はブロック塀を設置し、周辺地に配慮します。汚水・生活排水については、合併浄化槽にて処理します。雨水については、雨水枡で集め近接側溝へ放流します。特に問題無く許可相当と判断します。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 109 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 109 番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 110、H28/12/9、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字後畑〇〇〇〇、田、167 m²です。総計画面積は、隣接地〇〇〇〇（地目：宅地）203.32 m²とあわせて 370.32 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。なお、転用許可を受けずに造成工事を行っていた追認申請になります。今回の申請地を含む 3 区画が無断転用になっていましたが、平成 28 年 6 月に 1 件、9 月に 1 件にすでに転用申請許可が下りてますので、今回の申請で全区画転用申請が出されました。こちらにも始末書が添付されております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

10 番委員（上西幸一）

受付番号 110 番につきましては、12 月 19 日に現地確認等を行いました。場所の詳細については航空写真をご覧ください。今回の申請は一般住宅で借家住まい解消の為の転用でございます。受人については、都城市在住のご夫妻であります。渡人は新富町在住であります。生活排水については合併浄化槽を設置し、雨水に既設の側溝への放流になります。特に問題がないものと判断し、許可相当といたします。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

11 番委員（前田万）

始末書を読んでもらってよろしいですか。

事務局

今回下記の土地（〇〇〇〇）を農地法に関わる申請許可前に工事を開始してしまい、誠に申し訳ありませんでした。深く反省し今後このような事が起こらないよう気をつけます。という内容の始末書が提出されております。

議長（溝口良信）

受付番号 110 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

受付番号 110 番については承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 111、H28/12/9 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇、畑、337 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田万）

受付番号 111 番については、12 月 15 日に現地確認等をおこなっております。場所については、航空写真をご覧ください。受人は町内在住で借家住まい解消の為の住

宅建築になります。適地を探していたところ、今回の申請地に至ったみたいです。渡人は東京在住の様です。自分の管理が難しい理由からも、今回手放すきっかけになったみたいです。雨水については既設側溝に放流し、生活排水については公共下水道に接続します。特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

受付番号 111 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 111 番は承認することに決定いたしました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 112、H28/12/9 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇、畑、614 m²です。農地区分は第3種農地、贈与による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅1棟と既に申請地の一部北側にシラスを敷き、コンテナを設置しているため追認申請になります。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。なお、一部追認申請になりますので、始末書が添付されております。始末書を読み上げます。（始末書朗読）

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

12番委員（小倉休幸）

受付番号 112 番については同じく中央地区3名で、12月19日現地調査等を行いました。場所の詳細については、航空写真をご覧ください。受人と渡人は親子関係にあります。一般住宅建築の為の農地転用になります。汚水については公共下水道を利用し、雨水については既設の道路側溝に放流します。特に問題無く許可相当と判断しました以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

他に何かありませんか。無いようですから、受付番号 112 番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 112 番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 113、H28/12/9 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：中原〇〇〇〇、畑、385 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

12 番委員（小倉休幸）

受付番号 113 番については、12 月 19 日に現地調査等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。受人は都城市高崎町に在住しています。借家住まい解消の為の一般住宅建築になります。汚水については公共下水道に接続し、雨水については、既設の道路側溝に放流します。特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

何かご意見、ご質問はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 113 番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 113 番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 114、H28/12/9、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字下原

〇〇〇〇、畑、770 m²です。農地区分は第3種農地、権利の内容は使用貸借権設定です。転用目的は繁殖牛20頭規模の牛舎建設1棟となっております。資金計画は借入と補助金です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（福永スミ子）

受付番号114番について説明します。12月19日に北部委員3名で現地調査を行いました。場所の詳細については、航空写真をご覧ください。転用目的は牛舎建築になります。現在、和牛繁殖55頭用1棟があります。その隣に増設されるものです。周囲は工場や建設会社等があります。場所は静かな環境でした。所要面積は770 m²。渡人と受人は親子関係にあります。その関係から使用貸借になっております。転用する土地に関しては、周囲をブロックで囲み、周辺農地に被害が及ばないように充分配慮するとのことです。現在既設の牛舎下にも、雨水溝が作られておりまして、北側既設側溝に放流するとのことです。以上の理由から許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号114番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号114番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号115、H28/12/9、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他1名、申請地：蓼池字下原〇〇〇〇、畑、1015 m²です。農地区分は第3種農地、売買による所有権移転です。転用目的は倉庫1棟、従業員用駐車場となっております。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、工業専用区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（福永スミ子）

受付番号 115 番につきまして説明します。12 月 19 日に現地調査等を行いました。場所の詳細は航空写真をご覧ください。転用目的は倉庫、駐車場となっております。事業拡大に伴う今回の申請になります。使用面積は 1,015 m²です。この辺りは工業地域になります。側溝等も確認がとれました。何ら問題無いものと判断し、許可相当と考えます。以上です。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 115 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 115 番は承認することに決定しました。

続きまして日程第 9 議案第 48 号平成 28 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 48 号、平成 28 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてであります。詳細につきましては資料をご覧ください。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。まず 17 ページの推薦農業者ですが、推薦者の小牧委員の方から説明をお願いします。

6 番委員（小牧力）

退職後、本格的に農業をされるということで、今回推薦いたします。本人も非常に意欲的で地域の中心的な存在ですので宜しく申し上げます。以上です。

議長（溝口良信）

続きまして〇〇さんの推薦理由をお願いします。福永委員

2 番委員（福永スミ子）

〇〇さんの推薦の件ですが、〇〇さんは73歳で以前は建設業をされておりました。その間、奥さんが和牛生産をされておられました。現在は夫婦で和牛生産をされておられます。推薦理由は和牛生産と稲作をますます意欲的なされているという理由からです。地元の農業を意欲的なされる貴重な存在として、今回推薦いたします以上です。

議長（溝口良信）

それでは、更新の〇〇さんを小倉委員宜しく申し上げます。

12番委員（小倉休幸）

〇〇さんは下新在住であります。68歳です。水稻が主体ですが、ここ何年かは露地野菜を中心にされております。親戚が耕作できない状況ですので、親戚の田・畑を耕作している状況であります。露地野菜と水稻を中心に農業経営されます。今年になって作業場を設置し、夫婦で頑張っておられます。以上の理由から推薦します。

議長（溝口良信）

続きまして、〇〇さんの説明をお願いします。

1番委員（新坂哲雄）

〇〇さんは現在40代であります。家族3名で営農されております。2年くらい前に認定農業者となりました。米だけで現在3から4町歩作っておられます。機械は保有され米だけでは、難しいので今後畜産も考えておられるようです。長田方面では米が一番出荷量が多い方です。

議長（溝口良信）

それでは、〇〇さんの説明をお願いします。

8番委員（中村美和子）

同じ宮村地区に住む〇〇〇〇さんは、68歳で和牛の子牛6頭を生産しながらキャベツ、露地野菜を中心に蓼池方面でも耕作されておられます。今年からはらっきょ等の栽培も始められています。とても意欲的な方ですので、今回推薦しました。以上です。

議長（溝口良信）

ただ今、各委員から説明して頂きましたが、これに関して何かご意見・ご質問等はありませんか。

議長（溝口良信）

何かありませんか。それでは、平成28年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）

の承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、平成 28 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）承認することに決定しました。続きまして、日程第 10 議案第 49 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 49 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。

今回、所有権が 5 件 7 筆 7,622 m²、田が 4 筆 5,007 m²、畑が 3 筆の 2,615 m²でございます。利用権設定については、合計が 154 件 317 筆 309,951 m²、田が 169 筆 155,348 m²、畑が 148 筆 154,603 m²でございます。利用権設定の内訳としまして、通常利用権設定の合計が 151 件 307 筆 303,945 m²、田が 159 筆 149,342 m²、畑が 148 筆 154,603 m²。農地中間管理機構による利用権の合計が 3 件 10 筆 6,006 m²、すべて田で 10 筆の 6,006 m²でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

只今、事務局長から報告がありました。まず所有権移転の各筆明細について、何かご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

所有権移転はありませんね。それでは、21 ページからの利用権設定ですが、若干多いですが、皆さんの方で疑問に思うところは、発言をお願いしたいと思いますが、まず私のところですが、265 番ですが 10 a あたり 5,000 円での賃貸借ですが、この土地は 1,081 m²ですが、いろいろな事情がありこの金額となっております。269 番ですが、管理者が〇〇〇〇になります。次に福永委員から報告をお願いします。

2 番委員（福永スミ子）

特段ありません。

議長（溝口良信）

和田委員のところでは何かありませんか。

4 番委員（和田善秋）

一反あたり、8,000 円で契約していたところが、7,000 円に変更になったところが

あります。

議長（溝口良信）

藏元委員は何かありませんか。

議長（溝口良信）

今回その場所は、この議案書には記載されておられません。次回の総会で地図を事務局から提出頂きたいと思います。小牧委員次に報告をお願いします。

6 番委員（小牧力）

特に問題はありません。

議長（溝口良信）

次に西村委員ですが、何かありませんか。

7 番委員（西村登）

問題ありません。

議長（溝口良信）

中村委員何か問題はありますか。

8 番委員（中村美和子）

糶で提供される方は一俵あたりいくらぐらいになるのでしょうか。

議長（溝口良信）

現物が都合が良いということで、現物で納める方もいます。1 俵あたり 1 万円程度で考えていると思います。出水委員は何かありませんか。

9 番委員（出水茂）

特に問題はありません。

議長（溝口良信）

上西委員は何かありませんか。

10 番委員（上西幸一）

地権者の方が亡くなっている場合があり、現在の管理人を特定するのに時間がかかる場合がありました。事務局の方でスムーズな対応をお願いします。

議長（溝口良信）

次に前田委員何かありませんか。

11 番委員（前田万）

更新の手続きが済んだ直後に亡くなった方については、管理人届を出した方が良いでしょうか。

議長（溝口良信）

そうですね。事務局の来られた方は届出をお願いしています。

（12・13 番委員ともに問題なし）

議長（溝口良信）

利用権設定及び所有権移転について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、利用権及び所有権移転については、承認することに決定いたしました。以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。しばらく休憩とします。

休 憩 10 時 35 分

再 開 10 時 55 分

それでは只今より全員協議会にはいります。何か協議会に諮ることはございませんか。

事務局

1. 会長あいさつ
2. 今後の行事日程について
3. 平成 28 年 1 月から 12 月までの農地の賃借料情報提供に係る協議について
4. 農業委員会制度改正に伴う説明会
5. その他

議長（溝口良信）

本日は、全議案慎重審議くださりましてありがとうございました。

これで第 12 回三股町農業委員会総会を終了します。

閉 会 11 時 30 分